

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針

大阪教育大学附属天王寺中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、本校生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

「いじめ」とは

いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、それが起こった場所は学校の内外を問うものではない。

ここで、重要となる点は以下のとおりである。

（注 1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注 2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注 3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注 4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注 5）けんか等を除く。

(1) いじめの未然防止

1)学校教育目標

「人権尊重の精神を基に、自己を律し他者との関わりの中で思いやりのある豊かな心を培い、激しく変化する社会に主体的に対応し、国際社会に貢献できる生きる力に満ちた生徒の育成を図る。

2)基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、いじめはどの子どもにも、どの学級においても起こりうる」「いじめは絶対に許されない」ということを生徒及び教職員が共通認識を持ち、日頃から深い生徒理解に基づいた積極的な生徒指導の充実を図る。

さらに、いじめの兆候に気付いた場合は、生徒一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、以下の基本的組織を持ちながら、大学(附属学校課)及び関係諸機関との連携を図り、いじめ防止等のための対策を行っていく。

3)学校及び教職員の責務

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

4)いじめを未然に防止するための方策

※いじめ防止等に関する年間計画は「資料 1」を参照

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

○全ての生徒への指導

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底する。
いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を生徒に持たせる。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。

- ③ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるよう支援する。生徒会活動の根幹となる附属天王寺中学校規律規定の精神を尊重し、努力目標を達成する。

【大阪教育大学附属天王寺中学校規律規定】

規律規定は、努力目標と校則の二つからなっている。

努力目標は、集団における個人のあるべき姿と、その中における人間関係の望ましい姿を求めて自主的に努力するときの目標となるものである。この目標の中には、この時期学びとった方がよいものと学びとらなければならないものとが含まれているが、いずれも、学校生活全般のよりどころとなるべきものである。個人が努力目標をどのようにうけとめ近づいていくかという、その過程の中に、人間性をみがく大切な部分が含まれている。

一方、校則は、この努力目標に基づき、個人の心身の安全をはかり、集団の機能を維持するにはいかにあるべきかを考えて作られたもので、我々が守らなければならないものである。

努力目標

人には、すべて素晴らしい人間性がある。私達は、それを互いに認め、学び、伸ばしあおう。

集団生活において、自分の権利、義務をみきわめる力を養おう。

自分の考えを持ち、自主的に責任を持って、行動する人間になろう。

○いじめを許さない学級経営

- ① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教職員の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について普段の見直しや工夫改善を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

○問題兆候の把握等

- ① 日常の観察により生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調

査や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。

- ② 生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な組織対応を図る。
- ③ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに大学(附属学校課)に報告するとともに、必要に応じ、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携・協力を行う。

○全ての生徒への指導

- ① いじめを受けている生徒や、いじめを告げることによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめを受けている生徒が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教職員、保護者に必ず相談するよう伝える。
- ③ スクールカウンセラーの教育相談や子どもの人権 110 番(法務省)等、校内外の相談機関を周知する。

○実践的な校内研修の実施

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を実施する。

(3) いじめに対する措置

※いじめ事案の対応フローは「資料 2」を参照

○組織的な対応

- ① いじめの問題については、その事案が生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、生徒指導委員会(いじめ・不登校・虐待対策委員会)を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ② 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- ③ 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、保健主事は、いじめの訴え等に基づき、学年主任や学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

○いじめる生徒への指導・措置

- ① いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う生徒に対しては、必要な場合は一定期間、校内において他の生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行う生徒に対する出席停止の措置について大学(附属学校課)に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めていく。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たると見られるいじめを行う生徒については、警察との連携を積極的に図っていく。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

○事実関係の究明

- ① いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの生徒からの情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けている生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめを行う側といじめを受けている側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないように努める。

○いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応

- ① 生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーの活用や、養護教諭との連携を積極的に図る。また、教育相談について、全教職員を対象に実践的な校内研修を実施する。
- ② 教育相談室の活用を図り、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、生徒にとって相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめを受けている生徒には、いじめの解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、生徒の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。
- ④ いじめを受けている生徒に配慮するという観点から、グループ替えや座席替えなども検討する。また、次年度のクラス替えを行う際には、いじめを受けている生徒の立場に立った配慮を検討する。
- ⑤ いじめを受けている生徒には、本人や保護者の希望により、大学(附属学校課)関係者の意見も十分に踏まえて、転出等についても検討する。

（４） いじめ問題等の対策のための組織

- ①名 称 生徒指導委員会（いじめ・不登校・虐待対策委員会）
- ②構成員 校長，副校長，主幹教諭，生徒指導主事，保健主事，
学年生徒指導担当，養護教諭，スクールカウンセラー
- ③活 動 ア．学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
イ．いじめの未然防止
ウ．いじめ事案の対応
エ．教職員の資質向上のための校内研修
オ．年間計画の策定と実施及び年間計画の進捗状況のチェック
カ．各取組の有効性の検証
- ④開 催 隔週 1 回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

（５） 家庭・地域社会との連携

- ① いじめの問題については，学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には，速やかに保護者及び大学に報告し，適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には，まず謙虚に耳を傾け，関係者全員で取り組む。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針，指導計画等の情報については，日頃より，積極的に公表し，保護者等の理解や協力を求めるとともに，各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫をする。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し，誠意を持って対応する。また，いじめの問題に関し，学校と保護者，学校安全管理委員会(地域社会)が意見交換の機会を設け，家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- ④ 実際にいじめが生じた際には，個人情報への取扱いに留意しつつ，正確な情報提供を行うことにより，保護者や地域住民の信頼を確保する。また，事実を隠蔽するような対応は行わない。

（６） ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合，保護者と連携して，問題の箇所を確認し，その箇所を印刷・保存するとともに，いじめ・不登校・虐待対策委員会において対応を協議し，関係生徒からの聞き取り等の調査を行う。
- ② 書き込みへの対応については，被害にあった生徒及びその保護者の意向を尊重し，保護者と連携して当該生徒の精神的ケアに努める。また，書き込みの削除や書き込んだ者への対応については，必要に応じて，警察等，外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため，「情報の受け手」および「情報の発行者」として必要な基本的知識・技能，態度を学習する機会を設ける。

(7) 重大事案への対処

※重大事案への対応フローについては「資料 3」を参照

○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

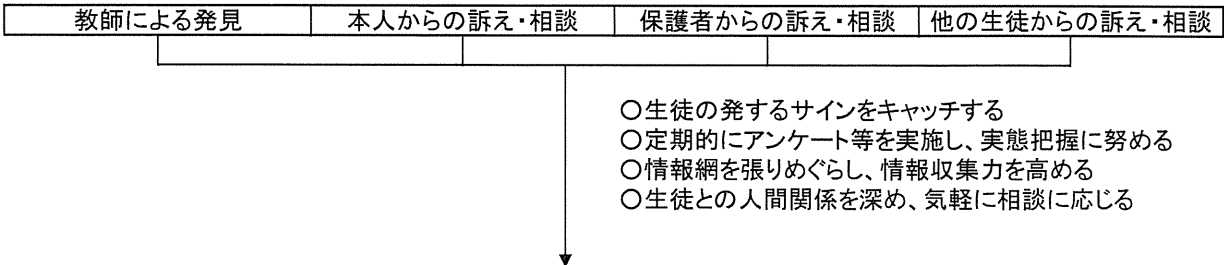
- ① 重大事態が発生した旨を、大学(附属学校課)にすみやかに報告する。
- ② 大学(附属学校課)と協議の上、当該事実に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	生徒(生徒会)	保護者	地域等
4 月	↑ 校内研修	↑	保護者集会	
5 月			公開講座	
6 月		人権(いじめ)に 関 する アンケート	保護者集会 公開講座	公開セミナー 学校安全管理 委員会
7 月			個人懇談会	
8 月	校内研修	生		
9 月	生徒指導委員会	生徒会活動	公開講座	
10月				
11月			保護者集会	公開セミナー 学校保健安全 委員会
12月	学校評価 アンケート	ネットラブル 防止講習会 (保護者)	個人懇談会 (3年)	
1 月				
2 月	校内研修		公開講座	
3 月	↓	↓	保護者集会	学校評議員会

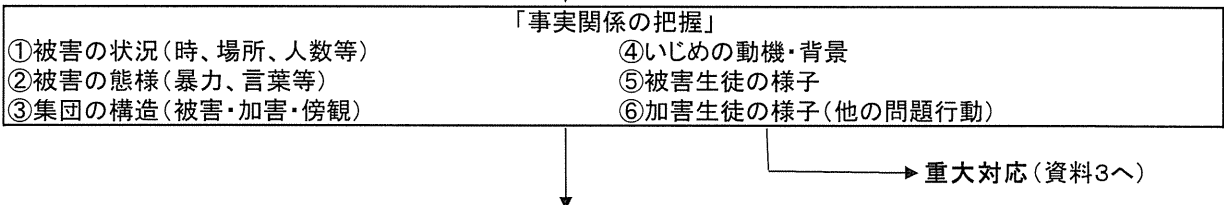
資料2 いじめ事案の対応フロー

○早期発見



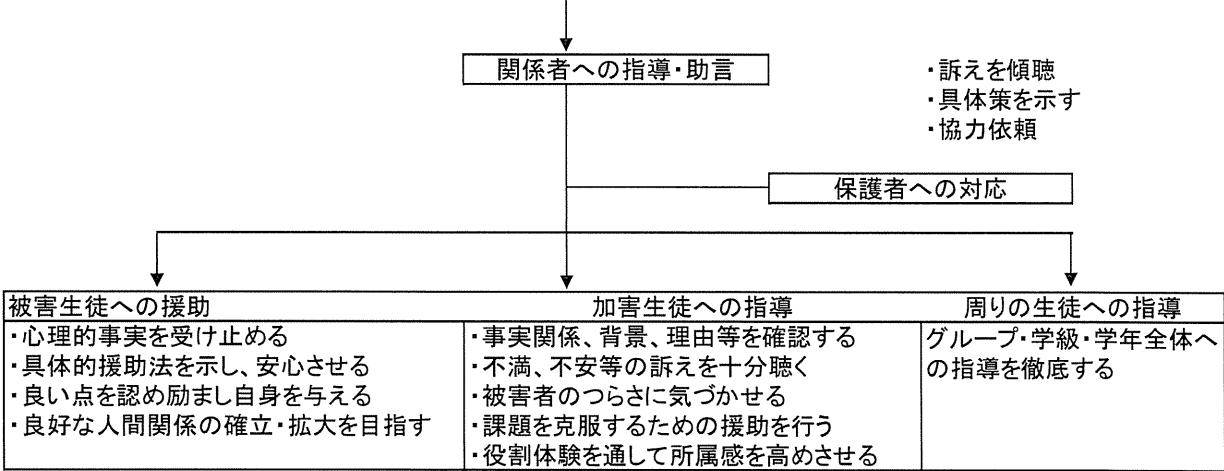
「いじめの把握」
学校の内外を問わず、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている生徒が存在しないか、あるいは、そのような事態が発生する可能性のある問題が無いかを把握する。

○緊急対応



「指導方針の確認」

①人権を尊重するという視点を持つ	⑤集団全体を見据え公平・公正に指導する
②被害生徒(保護者)の痛みを共感する	⑥指導体制を整えて取り組む
③被害者にも原因があるという見方は厳禁	⑦対処療法に終わらせない
④いじめの背景にも目を向ける	



○中期的対応

①観察、継続支援 ②積極的な生徒指導の充実

資料 3 重大事態への対応フロー（学校が調査主体となる場合）

